

健康保険法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）（抄）（第一号関係）	1
○ 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）（抄）（第二号関係）	2
○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）（第三号関係）	3
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）（第四号関係）	4

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（出産育児一時金の金額）</p> <p>第三十六条 法第一条の政令で定める金額は、<u>四十万八千円</u>とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、<u>四十万八千円</u>に、第一号に規定する保険契約に關し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（出産育児一時金の金額）</p> <p>第三十六条 法第一条の政令で定める金額は、<u>四十万四千円</u>とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、<u>四十万四千円</u>に、第一号に規定する保険契約に關し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。</p> <p>一・二（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（出産育児一時金の金額）</p> <p>第七条 法第七十三条第一項の政令で定める金額は、<u>四十万八千円</u>とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会（以下「協会」という。）が認めるときは、<u>四十万八千円</u>に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者又は被保険者であつた者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で協会が定める金額を加算した金額とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（出産育児一時金の金額）</p> <p>第七条 法第七十三条第一項の政令で定める金額は、<u>四十万四千円</u>とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会（以下「協会」という。）が認めるときは、<u>四十万四千円</u>に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者又は被保険者であつた者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で協会が定める金額を加算した金額とする。</p> <p>一・二（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（出産費及び家族出産費の額）</p> <p>第十一条の三の七 法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額は、<u>四十万八千円</u>とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると組合が認めるときは、<u>四</u> <u>十</u><u>万</u><u>八</u><u>千</u><u>円</u>に、第一号に規定する保険契約に關し組合員又はその被扶養者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で財務省令で定める金額を加算した金額とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（出産費及び家族出産費の額）</p> <p>第十一条の三の七 法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額は、<u>四十万四千円</u>とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると組合が認めるときは、<u>四</u> <u>十</u><u>万</u><u>四</u><u>千</u><u>円</u>に、第一号に規定する保険契約に關し組合員又はその被扶養者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で財務省令で定める金額を加算した金額とする。</p> <p>一・二（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（出産費及び家族出産費の額）</p> <p>第二十三条の四 法第六十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額は、<u>四十万八千円</u>とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると組合が認めたときは、<u>四万八千円</u>に、第一号に規定する保険契約に関し組合員又はその被扶養者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で総務省令で定める金額を加算した金額とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（出産費及び家族出産費の額）</p> <p>第二十三条の四 法第六十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額は、<u>四十四万四千円</u>とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると組合が認めたときは、<u>四万四千円</u>に、第一号に規定する保険契約に関し組合員又はその被扶養者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で総務省令で定める金額を加算した金額とする。</p> <p>一・二（略）</p>